

( 整理番号 2 3 0 7 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 3 回長野県最低賃金専門部会 議事録

令和 6 年 4 月 1 7 日 公開

開催日時 場所	令和 5 年 8 月 4 日 9 時 5 8 分 ~ 1 1 時 5 8 分 長野労働局 会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県最低賃金の改正審議について 2 その他		
議 事 録			
開 会			
○古畑賃金室長			
それでは、定刻となりましたので、ただいまから、長野地方最低賃金審議会、令和 5 年度第 3 回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。			
定足数の確認です。			
本日の出席者は委員 9 名中 8 名のご出席をいただいておりますので、最賃審議会令第 5 条第 2 項に基づき、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。			
今回の部会には 2 件の傍聴の申し込みがあり、本日、傍聴していただいておりますことを報告させていただきます。			
また、報道機関 3 社が取材に見えております。			
昨日、櫻井委員からご発言のありました、ハローワークにおける職業別求人募集（平均）賃金令和 5 年 4 月分につきましては、資料 1 のとおりです。各職業の求人の上限、下限を取りまとめたものです。空欄の部分は該当職業の求人情報がなかった等により空欄となっています。			
また、昨年追加のご発言がありました、資料 2 になりますけど、各種補助金・助成金取扱状況についても配布しております。これは、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金の年別の申請、決定の件数、裏面には、キャリアアップ助成金、人材			

開発支援助成金、人材確保等支援助成金の年別の申請、決定の件数を取りまとめたものです。事務局からは以上です。

それではこれからの審議につきまして、倉崎部会長よろしくお願ひいたします。

○倉崎部会長

皆さん、おはようございます。お疲れさまでございます。

本日第3回の専門部会でございますので、大変難しいことは承知しておりますが、具体的な結論を見据えた検討を本日はよろしくお願ひいたします。

では、昨日に引き続き改正審議に入ります。

本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員からは山口委員、使用者代表委員からは犂山委員にお願ひをいたします。

昨日までの論点を整理しますと、労働者代表委員からの御主張は、結論としては46円の引上げ、時間額954円の御提示。その根拠となるものとしては、まず、県内の時間額最低賃金1,000円を早期に実現するため、そうした金額が必要であるということ。消費者物価の上昇に賃金の引上げが追いつかず、実質賃金が減少しているということ、あと県内の労働力の人材の確保、流出の防止、こういった事柄を御指摘いただいたと認識しております。

他方、使用者代表委員からは、結論としては22円の引上げで、時間額930円という御提示。その主張の根拠となるものとしては、まず価格転嫁に関するいわゆる二極化、できているところとできていないところの二極化が生じているということ。また、中小零細企業、いわゆる最低賃金に実質的、直接的利害を有するそうした企業では、賃金引上げの原資を役員収入等から充てているというケースが見受けられる。最低賃金の引上げにより事業継続が困難とみられるケースが生じているということ。あと数字の根拠としては4表の御指摘をいただいたと認識しております。

そこで、今の両者の御主張の隔たりを前提として本日検討していくこととなりますが、まず、本日のこれからの進め方の問題として、いきなり個別でお話ということもあり得るでしょうし、あるいは昨日の審議会の終了から本日に至るまでの検討の結果を踏まえて、三者同席の場で確認しておくことがあれば確認しておくということもあり得るかと思ひますが、そのあたりで進行に関する御希望は、まずは労働者代表委員いかがでしょうか。

○山口委員

その前に、他県の審議が当然始まっていると思ひますので、その結果の情報があればお教へいただければと思ひのですが。

古畑賃金室長

ここで申し上げることができるものはなくて。

柘植労働基準部長

まだ結審しているところがありません。

山口委員

審議会の中では決まってきたところが徐々にあるということですか。

柘植労働基準部長

専門部会ですか。

山口委員

専門部会です。

柘植労働基準部長

あります。

山口委員

我々としても、まだあまり情報がないのですが、やはり近隣でも少しずつ出始めているということはお聞きしているものですから、情報があればと思いました。

我々としては、昨日は例年以上に三者の時間をかけさせていただいていろいろとお話をさせていただきましたので、この先は、それぞれの考えに対して具体的な話になっていくと思いますので、従来どおり、それぞれ公労、公使でやらせていただければと思っているところであります。

倉崎部会長

ありがとうございます。ただいま労働者側から個別協議相当ではないかという御発言をいただきましたけれども、使用者側の皆さんの進行の御希望としてはどのようになりますか。

井出委員

申し上げることは全て昨日申し上げさせていただいて、御理解いただいているかと思えますし、特段考え方に相違はありませんので、従来どおりで行いたいと思っておりますので、進め方とすれば、今、山口さんのほうからお話がありましたとおり、個別にやってみただければと思います。

倉崎部会長

はい、承知いたしました。

それではこれからの進め方は個別協議とすることといたしまして、個別協議でありますので、公開は不相当と考えるので、この段階で非公開とさせていただきまして、その後の手続に移っていただきたいと思っておりますので、傍聴者の皆様、大変申し訳ないのですが、荷物を全て持って御退室をお願いいたします。最終的に全体協議となったときに御覧いただける可能性はあるのですが、ただ個別協議が長期化して、いつになったら公開の対象

である全体協議に至るかということのお約束はできない状況でありまして、そうした点を踏まえて、待機されるかされないかを御判断いただきたいと思っております。

では、そんなような形で、まず例年どおり公労の個別協議から始めて論点を整理したいと思います。

古畑賃金室長

それでは、全体協議再開まで、1階ロビーで待っていただくことにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### < 個別協議 >

倉崎部会長

それでは大変お待たせいたしました。

今後の進行の確認ですので、公開に復帰するのが相当と考えますので、傍聴人の方にも入っていただきました。

まず、主張内容の確認でございますが、本日の審議会開始時と同じ、つまり労働者側は、46円引上げの時間額954円、使用者側は、22円引上げの時間額930円の主張となっている状況でございます。本日、個別協議を通じて、歩み寄りの検討をしましたが、なかなか難しい問題でございますので、本日では不可能、結論的な歩み寄りはできませんでした。ですので、予定されております予備日を使用して、結論を目指したいと考えております。予備日は、8月7日月曜日の午前10時に改めてお集まりいただき、その時に確実に結審に至れるようにしたいと思いますので、労使双方の委員の皆様のご準備をお願いしたいと思います。

本日、検討すべきことは尽くしたと思っておりますが、現時点で労働者代表委員のから何かございますか。

山口委員

ありません。

倉崎部会長

特によろしいですか。

使用者代表委員から現時点で何かございますか。

井出委員

ありません。

倉崎部会長

それでは、本日の部会はこれで閉じることとしたいと思います。

皆様、お疲れ様でした。

閉 会